

主な改訂事項

1. 00 章 一般

(1) 法改正対応

令和6年1月より、電子特殊申請による手続が開始することを踏まえ、電子特殊申請について記載しました(00—02)。

2. 12 章 審判官及び審判書記官の指定

(1) 除斥事由について整理

事件について不服を申し立てられた査定に審査官補として関与した審判官の取扱いが除斥事由に当たるか否かについて整理しました(12—04)。

3. 33 章 口頭審理

(1) ファクシミリに関連する記載の修正

通常、ファクシミリが使用されず電子メール等により手続が行われるものについて、ファクシミリに関連する記載の修正を行いました(33—01)。

(2) オンライン口頭審理についての項目の追加

令和3年10月からオンライン口頭審理が開始されたこと等に伴い、オンライン口頭審理についての項目を追加しました(33—09)。

4. 51 章 無効審判

(1) 運用の明確化

ア 無効審判の一部取下げに伴って一部の請求項の訂正請求がみなし取下げとなる際の留意事項について追記しました。(51—11)。

イ 無効審判における当事者等の一部のみを原告又は被告とする審決取消訴訟の扱いについて記載しました(51—21)。

ウ 無効審判が他の事件と同時係属している場合の運用に関する記載を整理しました。また、同時係属している事件の理由が同一の要旨を含む場合に後続の審理を中止にする運用について記載しました(51—22.1、51—22.2)。

5. 57 章 参加

(1) 運用の明確化

参加人が提出した証拠の、当該参加人が参加を取り下げた後における取扱いについて記載しました（57—05）。

6. 58 章 判定・裁判所からの鑑定の囑託

（１）運用の明確化

訴訟等が同時係属となっている判定の着手順についての運用を記載しました（58—02）。

7. 67 章 特許異議の申立て

（１）運用の明確化

特許異議の申立てと無効審判とが同時係属しており、特許異議の申立てを優先して審理し、無効審判の手続を中止した場合において、特許異議の申立てにおいて訂正が確定した後、無効審判の手続の中止を解除する際の運用について記載しました（67—09）。